

新型コロナワクチンの接種はお済みですか

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室 ☎048(486)2950

新型コロナワクチンの全額公費による接種は、令和6年3月31日に終了します。

なお、新型コロナワクチンの接種は、本人の同意に基づいて受けるものであり、強制ではありません。効果と副反応のリスクを理解したうえで、ご判断ください。

予約方法 電話またはインターネットから予約できます。予約の際は、お手元に接種券をご用意ください。

電話による予約:新型コロナワクチンコールセンター・予約センター

☎0120(022)090 FAX 0570(080)830

▼受付:毎日 9時~17時(聴覚障がい者のみFAXで受け付けます)



◀インターネット予約

4月以降の接種のご案内

65歳以上の人及び60歳~64歳で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される人、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な人は、秋冬に定期接種を行います。そのほかの人も自費で接種できます。

また、4月以降の接種は、接種証明書が発行されません。3月末までに接種した分の接種証明書が必要な場合は、健康増進センターで発行します(接種証明アプリやコンビニエンスストアでは交付できません)。なお、マイナポータルでは3月末までの接種記録を確認できます。

4月以降の問合せ 健康増進センター ☎048(473)3811

価格高騰重点支援給付金を追加支給します

住民税非課税世帯等臨時特別給付金室 ☎048(260)6282

対象 令和5年12月1日時点で志木市に住民登録があり、令和5年度の課税状況が次のいずれかを満たす世帯

- ①世帯全員が住民税均等割のみ課税の世帯(住民税所得割が非課税の世帯)
- ②18歳以下の児童を扶養していて、住民税均等割のみ課税の世帯
- ③18歳以下の児童を扶養していて、住民税均等割及び住民税所得割が非課税の世帯

支給額 ①1世帯につき100,000円 ②③児童一人につき50,000円

支給方法 ①②5月31日(金)(当日消印有効)までに確認書などの必要書類を返送

▼2月下旬以降に確認書を送付しています。

③2月下旬以降に支給通知書を送付し、3月中旬から支給予定

・確認書などの必要書類が届かない対象世帯(令和5年1月2日から12月1日までに志木市に転入した人がいる世帯や令和5年12月2日以降に修正申告などにより、対象に該当する世帯)は申請書に必要事項を記入のうえ、5月31日(金)(当日消印有効)までに郵送または直接、住民税非課税世帯等臨時特別給付金室へ

〒353-8701 志木市中宗岡1-1-1 住民税非課税世帯等臨時特別給付金室

▼令和5年12月2日以降に志木市に転入した人は、転入前の市町村にお問い合わせください。

▼申請書は、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、総合福祉センター、第二福祉センター、高齢者あんしん相談センターで配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

▼詳しくは、市ホームページをご確認ください。



◀市ホームページ